

肉用子牛生産者補給金制度に係る生産者負担金の改定について

令和2年4月1日からの個体登録に係る肉用子牛に適用する負担金の額について、公益社団法人愛媛県畜産協会肉用子牛生産者補給金制度に係る業務規程第24条の規定に基づき、肉用子牛1頭当たりの生産者負担金の額を下記のとおり定めたのでお知らせします。

記

1. 肉用子牛1頭当たりの負担金の額

保証基準価格と合理化目標 価格の品種区分	期間	負担金の額	備考
黒毛和種	3月まで	300円/頭	
	4月以降	400円/頭	
褐毛和種	3月まで	1,150円/頭	
	4月以降	1,500円/頭	
黒毛和種及び褐毛和種以外 の肉専用種の品種	3月まで	3,100円/頭	
	4月以降	4,700円/頭	
乳用種の品種	3月まで	1,600円/頭	
	4月以降	1,700円/頭	
肉専用種と乳用種の 交雑の品種	3月まで	600円/頭	
	4月以降	800円/頭	

2. 生産者負担金の額の算出基礎

	機構1/2	県1/4	生産者1/4	計
黒毛和種	800円	400円	400円	1,600円
褐毛和種	3,000円	1,500円	1,500円	6,000円
黒毛和種及び褐毛和種以外 の肉専用種の品種	9,400円	4,700円	4,700円	18,800円
乳用種の品種	3,400円	1,700円	1,700円	6,800円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	1,600円	800円	800円	3,200円

3. 適用時期

令和2年4月1日に個体登録される肉用子牛から適用する。